

上尾市訓令第 9 号

本 庁
出先機関

上尾市児童発達支援センターつくし学園運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 7 月 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市児童発達支援センターつくし学園運営規程の一部を改正する訓令

上尾市児童発達支援センターつくし学園運営規程（平成 24 年上尾市訓令第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表看護師の項職務の内容の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| <p>(1) 児童及びその保護者の相談に応じるとともに、児童の健康管理を行う。</p> <p>(2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に規定する医療的ケアを行う。</p> |
|---|

第 6 条第 3 項中「サービス」を「指定児童発達支援」に改める。

第 8 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 衛生管理に関すること

第 9 条第 2 項本文中「保護者に」を「児童の保護者に」に、「保護者から」を「当該保護者から」に改め、同項ただし書中「保護者に」を「当該保護者に」に改める。

第 11 条を次のように改める。

（指定児童発達支援の提供に当たっての留意事項）

第 11 条 学園は、指定児童発達支援の提供に当たり、児童及びその保護者に対し、必要な留意事項について事前に説明するものとする。

第15条中「設置する。」を「設置するとともに、苦情を解決するための体制の整備に努めるものとする。」に改める。

第16条各号を次のように改める。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を選定すること。
- (2) 職員に対し、虐待の防止を啓発し、及び普及するための研修を実施すること。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下この号及び第17条第3項第2号において「虐待防止委員会」という。）を設置し、虐待防止委員会の会議を年1回以上開催するとともに、虐待の防止のための指針（同号において「権利擁護基本方針」という。）を整備すること。
- (4) 虐待に関する苦情を解決するための体制整備に努めること。

第17条第3項第2号を次のように改める。

- (2) 身体拘束等の適正化のため、虐待防止委員会において対策を検討するとともに、権利擁護基本方針において身体拘束等の適正化に関する事項を定めること。

第19条を第21条とする。

第18条第6号中「サービス」を「指定児童発達支援」に改め、同条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

（業務継続計画の策定）

第18条 学園は、感染症又は非常災害の発生時において、指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 学園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 学園は、定期的に行う業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第19条 学園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止を啓発し、及

び普及するための研修及び訓練を実施すること。

- (2) 感染症の発生の状況に注意を払うとともに、感染症のまん延時には児童の来園時の健康チェック及びその保護者との情報共有体制を強化すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。